

平成 20 年 11 月 21 日

各地域コミュニティ推進協議会会長各位

池田市総合政策部長
棕田 那津希

地域分権にかかる予算提案の事務取扱いについて（通知）

晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、市政運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、先般開催された市民フォーラムにおきましては、一方ならぬご協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、地域分権にかかる予算提案の事務取扱いについては、随時お知らせしてきたところですが、この度、ルールの明確化、統一化を図るため、下記のとおり通知いたします。何かとお忙しいところ大変申し訳ございませんが、貴協議会委員及び関係者の皆様にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は平成 20 年度における予算提案事業を踏まえた内容となっております。今後新たな事業が提案された場合等においては、必要に応じ別途事務取扱いを定めることがありますので、ご承知おきください。

記

1. 維持管理費について

提案事業にかかる維持管理費（光熱水費、燃料費、修繕費、保守点検費等）については、原則地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）の予算提案権の範囲内で負担するものとする。

ただし、市の基準に沿って設置するものについてはこの限りではない。具体的な事業例については、別表参照のこと。

2. 提案事業のうち「補助金」又は「委託金」とするものについて

提案事業のうち市が直接執行するのではなく、「補助金」又は「委託金」

として、協議会が執行するものとは、当面の間、ソフト事業であって事業費百万円以下のものを原則とする。

「補助金」とは、協議会が実施する事業に対して市が補助するものをいう。

「委託金」とは、市が実施すべき事業を、協議会に委託して行う際に支払うものをいう。

3 . 物品の給付を行う事業について

物品を特定の者に対して給付することを目的とする事業については、原則認められない。ただし、給付を予定している物品が、協議会会員を含む地域住民などが作成に関わるもの（コミュニティ誌の発行、安全マップの作成、配食サービスなど）である場合はこの限りではない。

4 . 自主財源の確保について

協議会活動の一環として、広告収入等の収入を得た場合については、当該収入は各協議会の活動費用（予算提案権の枠外）に充てるものとする。

各協議会が自ら情報を得て申請をし、得られた補助金についても同様とする。ただし、申請にかかる事務費用及び申請者負担分については、各協議会が負担するものとする。

5 . その他

必要に応じて、保険（ボランティア保険、損害保険等）に加入すること。当該保険にかかる保険料については、予算提案権の範囲内で負担するものとする。

以上

(別表)

提案事業にかかる予算化すべき維持管理費について

事業名	予算化すべき 主な経費	備考
街路（防犯）灯、公園灯 強化事業	電気代 修繕料	電気及び修繕費用 予算化する必要がない場合 街路（防犯）灯、公園灯の設置事業 のうち、市の設置基準に沿うもの 街路（防犯）灯のうち照度アップ5 ヵ年計画（平成 17 年度～21 年度） に沿った事業を行うもの
ホームページ作成事業	プロバイダ契約料	ホームページ作成に関する諸費用
地域活性推進事業	光熱水費	水道、電気、下水道及び冷暖房等の諸 費用
高齢者等配食サービス補 助事業	光熱水費 燃料費	水道、電気、下水道、ガス（LPG 含む） 及び搬送用ガソリン等の諸費用
地域ギャラリー設置事業	電気代 修繕料	ギャラリーの照明及び修繕等の諸費用
A E D 配置事業	パッド バッテリー	部品交換等の諸費用
防犯カメラ設置事業	電気代 定期点検料	電気及び点検費用
防災備品設置事業	ガソリン代	機械（発電機）稼動用燃料等の諸費用
安全パトロール実施事業	電気代 （電動自転車の場合） ガソリン代 （車の場合） 修繕料	活動事業に係る諸費用